

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会（定例会）会議録（平成29年2月8日）

議 事 日 程

平成29年2月8日午後2時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 報告第 1 号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について
- 第 3 報告第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について
- 第 4 報告第 3 号 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について
- 第 5 議案第 1 号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第 2 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第 3 号 平成28年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 4 号 平成29年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算
- 第 9 議案第 5 号 公平委員会委員の選任について
- 第10 議案第 6 号 懲戒審査委員会委員の選任について

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

- 報告監29の第 1 号 平成28年度定期監査等結果報告の提出について
- 報告監29の第 2 号 例月出納検査結果報告の提出について

出席議員 19 人

|      |             |      |           |
|------|-------------|------|-----------|
| 1 番  | 藤 岡 寛 和 君   | 12 番 | 島 田 ま り 君 |
| 2 番  | 飯 田 哲 史 君   | 13 番 | 明 石 直 樹 君 |
| 3 番  | 藤 田 あ き ら 君 | 14 番 | 井 上 浩 君   |
| 4 番  | 竹 下 隆 君     | 15 番 | 尾 上 康 雄 君 |
| 6 番  | 広 田 和 美 君   | 16 番 | 露 原 行 隆 君 |
| 7 番  | 山 本 長 助 君   | 17 番 | 永 田 善 久 君 |
| 8 番  | 西 川 ひ ろ じ 君 | 18 番 | 田 中 裕 子 君 |
| 9 番  | 高 野 伸 生 君   | 19 番 | 篠 本 雄 嗣 君 |
| 10 番 | 多 賀 谷 俊 史 君 | 20 番 | 池 内 秀 仁 君 |
| 11 番 | 永 井 広 幸 君   |      |           |

欠席議員 1 人

|     |         |
|-----|---------|
| 5 番 | 辻 淳 子 君 |
|-----|---------|

議場に出席した執行機関及び説明員

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 管 理 者             | 吉 村 洋 文   |
| 副 管 理 者           | 田 中 誠 太   |
| 事 務 局 長           | 蓑 田 哲 生   |
| 総 務 部 長           | 永 谷 義 一   |
| 施 設 部 長           | 松 田 雅 幸   |
| 総 務 部 総 務 課 長     | 吉 田 一     |
| 総 務 部 経 理 課 長     | 金 箱 幸 泰   |
| 施 設 部 施 設 管 理 課 長 | 大 久 保 俊 彦 |

|           |   |   |   |   |
|-----------|---|---|---|---|
| 施設部建設企画課長 | 櫻 | 田 | 輝 | 生 |
| 西淀工場長     | 前 | 田 | 和 | 男 |
| 平野工場長     | 難 | 波 | 利 | 幸 |
| 東淀工場長     | 竹 | 田 | 享 | 司 |
| 鶴見工場長     | 金 | 子 | 正 | 利 |
| 八尾工場長     | 石 | 田 | 憲 | 治 |
| 舞洲工場長     | 村 | 上 | 真 | 也 |

議長（島田まり君） ただいまの出席議員は、19名で地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

ただいまより、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会平成29年第1回定例会を開会いたします。

開 議

議長（島田まり君） 直ちに会議を開きます。

議長（島田まり君） 本日の会議録署名議員に、明石直樹君、井上浩君の御両君を指名いたします。

議長（島田まり君） この際申し上げます。議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

議長（島田まり君） これより議事に入ります。

議長（島田まり君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

議長（島田まり君） お諮りします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（島田まり君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（島田まり君） 次に、日程第2、報告第1号、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告についてないし日程第4、報告第3号、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告についてを一括して議題といたします。

議長（島田まり君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

事務局長（蓑田哲生君） 本定例会に提出いたしました報告第1号から報告第3号までの3件の急施専決処分報告につきましては、いずれも議会を招集する時間的余裕がない中、急施を要したため、地方自治

法の規定に基づき専決処分を行いましたので、議会に御報告し、御承認をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（島田まり君） これより質疑を行います。

藤田あきら君の質疑を許します。

3番、藤田あきら君。

（3番藤田あきら君発言席へ）

3番（藤田あきら君） 大阪維新の会、大阪市の議員の藤田あきらと申します。ただいま、説明にございました急施専決処分についてお伺いしたいんですけども。もちろん、急施専決処分については地方自治法上認められた措置でございまして、粛々とやっていただくということなのですが、一方で、条例制定ですとか条例の改正、それから予算の承認など議会機能において特に重要であるもの、これについての急施専決というのは、地方制度調査会でも過去に議論となったことがございまして、一層重要な対応が求められると私は思っているんです。

そこで、本組合において、急施専決処分について、改めてどういう考え方で運用していくのかということをお伺いさせていただきます。

議長（島田まり君） 理事者の答弁を許します。吉田総務部総務課長。

（吉田総務部総務課長答弁席へ）

総務部総務課長（吉田一君） お答えいたします。議員御指摘のとおり、長が専決することができる要件といたしましては、地方自治法第179条に次のように規定されております。

まず、定足数を満たさず議会が開会できないとき、次に議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的猶予がないことが明らかであると認めるとき、そして議会において議決すべき事件を議決しないとき、でございます。

本組合におきまして、これらの要件を満たす事情がある場合に限って、特に厳格に適用すべきものと考えております。

本組合の給与水準は、組合設立当初の3市長による取り決めにより、職員の給与等の勤務条件については、大阪市と同水準を確保するという方針に基づきまして、この間、適宜条例改正を行っているところでございますが、その大阪市の条例改正が行われたのが11月30日であったこと、また、条例改正を反映した賞与の支給を12月中に行うためには、賞与の基準日である12月1日の時点で本組合の条例改正がなされていることが必要であったことを踏まえまして、11月30日に大阪市の条例が可決された後、同日中に組合議会を開会し、本組合の条例改正を可決いただく必要がございました。

しかしながら、議会を招集するためには手続に一定の期間を要するため、同日中に組合議会を開会することは、事実上、不可能でございました。

そのような状況を勘案いたしまして、今回、御報告させていただいた3件につきましては、議会を招集する時間的猶予がないと判断いたしまして、やむを得ず、急施専決処分を行ったものでございます。以上でございます。

議長（島田まり君） 3番、藤田あきら君。

（3番藤田あきら君発言席へ）

3番（藤田あきら君） 御答弁ありがとうございます。ただいまの答弁でいきますと、議会開会の日程が取れなかったことという要件をもって専決を行ったということなんですけれども、これ、聞いておりますとですね、毎年、人事委員会勧告が出まして、給与改正が大阪市の方でされまして、それを受けて、一組議会の方で議論しないといけないということですので、来年度以降も、同じようなスケジュール感になった場合、また専決処分ということになるんじゃないのかなということもちょっと不安視をしております。もちろん、本組合の職員給与に関しましては、条例上大阪市の条例に準じると規定されておりますので、今回の専決処分もその条例内容に沿ったものとして内容自体はもちろん理解するものなんですけれども、それも大阪市の職員給与がそんなに大幅には変わらない前提のもとに、条例制定されているんじゃないのかなと私、感じておりまして、逆に大阪

市の方で何かものすごく政変があって激変した場合とかですね、そういう場合には一組議会の方でも、一組の職員もそれでいいのかなどなのか、という議論を、議会があるわけですから、議論する場が必要だとは思っています。それを、専決、専決ということやってしまうと、これはちょっと問題があるのかなと思っているんですけれども、そこでちょっとお伺いしたいのですが、このように同様のスケジュールになった場合、また専決ということにならないために、本組合議会として、職員の給与を議論して議決する正常な運営体制を確保するために、どういう対策が取れるのかということをお伺いしたいと思います。

議長（島田まり君） 永谷総務部長。

（永谷総務部長答弁席へ）

総務部長（永谷義一君） 御指摘の件についてでございますが、職員給与の改正に関する今回の大阪市の条例改正につきましては、大阪市会への提案時期も含めまして日程が切迫したものであったと認識をしております。

大阪市の議決が11月30日でそれを受けまして、同日中に組合条例を公布する必要があったわけですが、総務課長が答弁いたしましたように、今回の報告案件につきましては、議会を開会する日程が取れないと考えて議会の招集を断念いたしました。そして、急施専決処分ということで進めさせていただいたところでございます。今後の対応ということでございますが、急施専決は、慎重に対応、運用すべきと考えております。その案件の性質を初め、日程や急施性といった状況を十分に吟味をいたしまして、適正に対処してまいります。

また、人事・給与制度等に係る情報収集につきましても大阪市との連携を密にしながら対応してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（島田まり君） 3番、藤田あきら君。

（3番藤田あきら君発言席へ）

3番（藤田あきら君） ありがとうございます。今の御答弁いただきましたけれども、まさにですね、大阪市がこの日程なので、我々は仕方ないんです。というような態度ではなくて事前に、我々の方でも議決をしないといけないので大阪市の方ではいつい

までに議決してほしいんですという働きかけを、何らか事務局同士の連携を密にさせていただいて。我々大阪市の議員の方でも、大阪市の会の方でもそういうふうにチェックをしていきますので。一番怖いのは、毎年毎年日程がないから、今年も専決、今年も専決。と慣習化してしまうのが一番よくないかなと思っておりますので、また御協力よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議長（島田まり君） これより採決に入ります。

報告第1号ないし報告第3号について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

報告第1号ないし報告第3号の3件について、いずれも承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（島田まり君） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号ないし報告第3号は、いずれも承認されました。

議長（島田まり君） 次に、日程第5、議案第1号、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案ないし日程第8、議案第4号、平成29年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算を一括して議題といたします。

議長（島田まり君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

事務局長（蓑田哲生君） 議案第1号から議案第4号について、その概要を御説明いたします。

議案第1号は、人事配置の見直しに伴い、職員の定数を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号は、失業者の退職手当の支給対象となる者、支給要件等を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上が条例案の御説明でございます。

引き続きまして、議案第3号、平成28年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1

条のとおり、歳入歳出それぞれ2億8,454万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を130億6,049万円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきまして、次のページに記載しております第1表歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正でございますが、まず、歳入におきましては、2ページ真ん中右寄りの補正額の欄でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、8億750万3,000円の減額を計上しております。

分担金につきましては、組合規約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。

次に、第5款諸収入、第2項雑入につきましては、5億2,295万7,000円の増額を計上しており、歳入合計としまして、2億8,454万6,000円の減額となっております。

一方で、3ページの歳出につきましては、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費につきましては、2億8,454万6,000円の減額を計上しておりまして、歳出合計としましては、歳入と同じく2億8,454万6,000円の減額となっております。

続きまして、補正予算の概略につきまして、ページをめくっていただきまして、平成28年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算より御説明申し上げます。

説明書の6ページ、7ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、発電収入の増と歳出の削減などによりまして8億750万3,000円の減額となっております。

負担割合の内訳につきましては、7ページにございますように大阪시가7億3,040万6,000円、八尾시가5,700万3,000円、松原시가2,009万4,000円の減額となっております。

下段の第5款諸収入、第2項雑入、第1目廃棄物処理収入につきましては、売電単価及び売電量の増による発電収入の増によりまして、5億2,295万7,000円の増額となっております。

続きまして、歳出予算について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、10ページ、11ページをごらんいただきたく存じます。

第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、早期退職特例制度を活用した退職者数の減による退職手当の減やごみ焼却工場の運営に必要な薬品、燃料費の単価の減による需用費の減など、合わせまして2億8,454万6,000円の減額となっております。

歳入歳出補正予算の概略につきましては以上でございます。

13ページ以降につきましては、給与費明細書を掲載させていただいております。

平成28年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算に関する説明については、以上でございます。

引き続きまして、議案第4号、平成29年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

平成29年度予算につきましては、ごみ焼却工場、北港埋立処分地の運営及び維持管理に係る事業費とともに住之江工場の更新に向け、引き続き生活環境影響調査等の事業費を計上しております。

それでは、予算書の1ページをごらんいただきたく存じます。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出の総額を134億5,036万円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきまして、次のページに記載しております第1表歳入歳出予算のとおりとするものでございます。

次に、第2条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債、いわゆる地方債でございます。具体的な内容につきましては、4ページの第2表をごらんいただきたく存じます。

4ページの第2表組合債でございますが、北港埋立処分地清掃運搬施設等整備事業といたしまして、北港埋立処分地の焼却残滓の埋立処分に係る造成用の重機並びに運搬車両の更新に伴いまして、限度額5,100万円を起債するものでございまして、利率5%

以内、償還期限を据置期間も含めまして15年以内とするものでございます。

恐縮ではございますが、再度、1ページに戻っていただきまして、次に、第3条でございますが、一時借入金につきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借り入れの最高額を10億円と定めるものでございます。

それでは、概要につきまして、お手元の平成29年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳出予算より御説明申し上げます。

説明書の16ページ、17ページをごらんいただきたく存じます。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費につきましては、議員報酬及び議会運営に要する経費でございます。299万5,000円を計上しております。

次の18ページから21ページにかけては、第2款総務費、第1項総務費、第1目総務費について記載しております。

組合の総務管理に要する経費でございます。18ページでございますように5億2,577万円を計上しております。

事業別としましては、19ページの説明1の総務職員費でございますが、総務管理に携わる総務部職員の給料、諸手当等に要する経費としまして、3億325万8,000円を計上しております。

また、説明2の総務管理でございますが、組合の管理運営事務に要する経費といたしまして、2億2,251万2,000円を計上しております。

次に、22ページから27ページにかけて記載しております第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、焼却工場・破砕施設の運営や維持管理、整備工事に要する経費や焼却残滓の埋立処分に要する経費、工場施設建設に要する経費並びに廃棄物の中間処理技術の調査・研究に要する経費などいたしまして、22ページでございますように104億5,251万7,000円を計上しております。

事業別としましては、23ページの説明1の廃棄物処理職員費でございますが、焼却工場・破砕施設や北港処分地の管理運営に携わる施設部職員の給料、

諸手当等に要する経費としまして、43億9,664万9,000円を計上しております。

説明2の廃棄物処理管理につきましては、施設部の管理運営事務に要する経費といたしまして、325万7,000円を計上しております。

次に説明3の焼却処理でございますが、まず、項目の1、焼却処理につきましては、焼却工場において、適正に廃棄物を処理するために必要となる薬品費等の消耗品費及び光熱水費などの需用費のほか、関係法令に基づく排ガス、排水等の測定経費や、各設備の保守点検費及び法定点検に係る検査手数料など、焼却工場を適正に運営、維持管理するために要する経費といたしまして、19億2,363万2,000円を計上しております。

25ページの項目の2、焼却工場管理につきましては、焼却工場の管理運営業務に要する経費といたしまして、1,004万8,000円を計上しております。

項目の3、既設工場整備につきましては、焼却炉を停止し、法令で義務付けられた法定点検を実施するとともに、各設備の機能回復や保全のため、定期整備工事等を行うものでございます。

焼却工場の稼働に伴いまして、消耗部品の取りかえや各設備の損傷箇所等を適正に整備することによりまして、安定的に継続して焼却工場を運転することができ、発生する廃棄物を適正に処理することが可能となります。

また、平成29年度におきまして、水銀に関する水俣条約発効に関わりまして、水銀等の大気中への排出を規制する大気汚染防止法の一部が改正されるなど、排ガス中の水銀排出基準が強化されることから、水銀対策に関連する設備の整備を従来の整備計画から前倒して実施することが急務となっております。

一方で、平成28年2月から適用する公共工事における設計労務単価が、全国平均で平成27年度と比較して4.9%の上昇となっており、この新労務単価が平成29年度予算に与える影響が大きくなっていることなど、これらの要素から、定期整備工事に係る経費が増となっているものでございまして、これらの整備経費といたしまして、29億9,946万1,000円を計上しております。

項目の4、工場施設建設でございますが、住之江工場の更新・運営事業につきましては、DBO方式

を採用し、総合評価落札方式による契約事務手続を進めることとしております。

平成29年度では、今年度に引き続き生活環境影響調査を実施するほか、事業者選定のための契約事務手続といたしましては、PFI法の規定に準じて、平成29年5月に実施方針及び要求水準書案を公表し、実施方針等に関する質問・意見の受け付け、それに対する回答の手続きを経まして、平成29年9月に入札公告・入札説明書の公表等を予定しております。

この入札公告につきましては、契約行為に該当することから、事前に債務負担行為の設定を行う必要がございますので、平成29年第2回定例会におきまして、入札公告を行うための債務負担行為の設定をお願いする補正予算を上程させていただく予定でございます。

また、事業者の選定につきましては、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公共工事総合評価落札方式実施要領等に従い、組合内の技術審査委員会におきまして、学識経験者の御意見をお伺いしながら審査を進め、平成30年3月に落札者を決定する予定といたしております。

落札者が、住之江工場の運営事業のみを行う特別目的会社を設立するなど、契約準備が整い次第、平成30年2月の定例会に特定事業契約案を上程させていただく予定としております。

これらの経費としまして、6,925万4,000円を計上しております。

これらを合わせまして、23ページの中段にございますように説明3の焼却処理としまして、50億239万5,000円を計上しております。

次に25ページの説明4の破碎処理でございますが、項目の1、破碎処理につきましては、破碎施設の処理運営のための消耗品費や法定点検に係る検査手数料などに要する経費といたしまして、1,585万6,000円を計上しております。

また、項目の2、既設破碎施設整備につきましては、焼却工場と同じく、各設備の機能回復や保全のため、定期整備工事等を行う整備経費といたしまして、7,985万円を計上しております。

次に27ページの説明5の埋立処分といたしまして、まず、項目の1、北港処分地でございますが、焼却工場が発生します焼却残滓を各工場から北港処分地

に運搬するための経費や北港処分地において焼却残渣を適正に埋立処分するために要する経費などといったしまして、4億529万6,000円を計上しております。

また、項目の2、大阪湾広域臨海環境整備センターでございますが、いわゆるフェニックスセンターにおきまして処分する焼却残渣の運搬や投棄処分に要する経費としまして、4億7,733万4,000円を計上しております。

なお、埋立処分に係る事業におきましては、平成27年1月に大阪市環境局と港湾局において締結されました「夢洲1区における汚染土壌の受入れに関する協定書」に基づきまして、港湾局が所管する埋立地を含む売却地から発生する汚染土壌について、埋立基準を満たすものについては北港処分地で受け入れ、中間覆土材として有効に活用することとしております。

また、中間覆土材として活用する以上に受け入れた場合には、直接埋立処分することとなりますので、同量の焼却残渣をフェニックスセンターで処理する必要がございます。

その処理費用につきましては、港湾局が負担するという事業スキームを作っております。

そのスキームの事業進捗によりまして、フェニックスセンターでの処理費用が増加しておりますが、連動歳入といたしまして、雑収で同額を計上しております。

次に、項目の3、処分地造成といたしまして、北港処分地の廃水浄化設備や凝集沈殿装置の整備費用、覆土用材に用いる山土の購入経費を計上しております。

また、処分地内浸出水の窒素濃度が上昇傾向にありまして、窒素除去対策設備を整備する必要があることから、その基本設計費につきましても計上しております。

これらに要する経費といたしまして、6,588万8,000円を計上しております。

説明6の技術調査・研究でございますが、廃棄物の資源化及び中間処理技術の調査・研究といたしまして、焼却灰の有効利用に関する調査研究や廃棄物処理を行う上で課題となるさまざまな事象に対し、その原因追究を図るとともに対策を見出し、既設の焼却工場における改善並びに新工場における技術的

検討に資するための研究に要する経費といたしまして、599万2,000円を計上しております。

次に、28ページ、29ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第4款公債費、第1項公債費につきましては、これまで大阪府で発行いたしました焼却工場や砕砕施設の施設整備に係る整備事業費、北港処分地の設備改修に係る整備事業費についての起債につきまして、環境施設組合に引き継がれました財政融資資金借入金などの公的資金に係る元利償還金と、環境施設組合が償還負担する市場公募債などの民間資金の元利償還金について、元金、利子合わせまして、24億5,907万8,000円を計上しております。

下段の第5款予備費、第1項予備費につきましては、1,000万円を計上しております。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、歳入予算について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、戻っていただきまして、6ページ、7ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、94億3,229万6,000円を計上しております。

分担金につきましては、組合規約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。

負担割合につきましては、平成29年度の各構成団体のごみ処理計画量を基本に算出しており、その内訳につきましては、7ページでございますように大阪府が81億3,930万6,000円、八尾市が8億8,687万8,000円、松原市が4億611万2,000円となっております。

下段の第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、大阪府・八尾市・松原市環境施設組合財産条例に基づきます自動販売機の設置料など、行政財産の目的外使用許可に伴う施設使用料といたしまして、1,477万1,000円を計上しております。

次に、8ページ、9ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、住之江工場の更新に向けた廃棄物処理施設整備に伴う計画支援事業としまして、循環型社会形成推進交付金の充当を考えておりまして、それ

に係る国庫補助金収入といたしまして、2,029万7,000円を計上しております。

下段の第4款財産収入、第1項財産売却収入につきましては、焼却工場や破碎施設などにおいて発生いたします金属廃材などの物品売却代金といたしまして、532万1,000円を計上しております。

10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第5款諸収入、第1項預金利子につきましては、歳計現金の定期預金等の預金運用による預金利子収入としまして、9,000円を計上しております。

下段の第5款諸収入、第2項雑入、第1目廃棄物処理収入、第1節廃棄物処理収入につきましては、委託契約に基づきます守口市のごみ焼却受託事業収入や破碎施設において回収しております金属売却収入等といたしまして、5,603万1,000円を計上しております。

第2節発電収入でございますが、ごみ焼却時の余熱利用を積極的に進める観点から、余剰電力の売却につきましては、平成28年度の運転実績などから、より安定稼働による電力会社等への売電量の増加が見込めることや再生可能エネルギーの固定価格買取制度の適用を受けていることから、36億149万円を計上しております。

その他の歳入といたしまして、第2目雑入、第1節雑収として、歳出の埋立処分費で御説明しました港湾局の汚染土壌受け入れに伴います処理費用の連動歳入を含めまして、2億6,914万5,000円を計上しております。

12ページ、13ページをごらんいただきたいと存じます。

第6款組合債、第1項組合債につきましては、北港埋立処分地における造成用の重機並びに運搬車両の更新に係る経費に一般廃棄物処理事業債の充当を考慮しております、それに係る起債収入といたしまして、5,100万円を計上しております。

歳入予算の概要につきましては、以上でございます。

少し資料が飛びますけれども、31ページ以降につきましては、給与費明細書を記載させていただいております。

32ページ、33ページにつきましては、特別職の報酬でございます。

34ページから35ページにかけては、一般職の給与明細書でございます。

34ページ、35ページの総括表の上段でございますが、職員数は537人、右隣括弧書きは、短時間勤務職員2人でございます、職員全体の給与費、共済費を合わせまして、35ページでございますように46億5,024万1,000円となっております。

給与につきましては、大阪市の給与制度に準じて御提案いたしております。

36ページ、37ページにつきましては、職員の給料及び職員手当の増減額の明細としまして、平成28年度予算との増減額の説明となっております。

また、38ページからの給料及び職員手当の増減額の状況につきましては、平成28年10月1日現在における給与等の状況を記載させていただいております。

次に少し飛びまして、48ページ、49ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。

平成29年度以降にわたるものについての調書でございますが、住之江工場整備計画事業につきまして記載いたしております。

最後に、52ページをごらんいただきたいと存じます。

組合債現在高調書でございます、環境施設組合に引き継がれました財政融資資金借入金などの公的資金に係る組合債や平成29年度に環境施設組合として発行予定の組合債、環境施設組合が償還負担する市場公募債などの民間資金の償還負担金について、平成28年度末現在高と29年度中の増減見込み、29年度末の現在高見込額を記載させていただいております。

平成29年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算に関する御説明については、以上でございます。

以上、条例案及び予算につきまして、御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（島田まり君） これより質疑を行います。

高野伸生君の質疑を許します。

9番、高野伸生君。

（9番高野伸生君発言席へ）

9番（高野伸生君） 大阪市の、自民党の高野伸生でございます。私の地元でもあるんですけれども、住



之江工場の更新等に関する質疑を行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。まず、平成27年4月より、大阪市、八尾市、松原市の連携のもと、新たな広域廃棄物処理体制が整い、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が発足し、事業開始から、はや2年が経過しようとしております。

現在まで、3市連携のもと、大過なく順調に事業運営がなされております。

その中で、平成28年3月末には住之江工場を更新のために休止し、6工場稼働体制で運営を行っていると説明が先ほどありましたが、その住之江工場の更新に向けて、平成29年度も調査費などの予算を計上しており、検討を進めているということであり

ます。そこで、住之江工場が休止してから、もう1年近くたつわけでございますが、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合のごみ焼却工場のうち、稼働開始後20年を超えている工場が、鶴見、西淀、八尾の3工場あり、老朽化が進んでいると、平成28年2月議会で説明がありました。

長期的、安定的な稼働体制を構築するためには、なるべく早く、住之江工場の建てかえを進めるべきではないかと考えます。

そこで平成30年8月の契約に向けて、生活環境影響調査や事務手続等を進めておられますけれども、平成29年度における住之江工場の更新に関する具体的なスケジュールはどのようになっているのかお伺ひいたします。

議長（島田まり君） 理事者の答弁を許します。榊田施設部建設企画課長。

（榊田施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（榊田輝生君） お答えいたします。平成29年度は、今年度に引き続きまして住之江工場の建てかえに必要な生活環境影響調査を実施してまいります。

住之江工場更新・運営事業はD B O方式で行いますが、契約事務手続といたしましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律いわゆるP F I法の規定に準じて行います。

平成29年5月には、実施方針及び要求水準書案を公表し、実施方針等に関する質問・意見の受け付け、それに対する回答の手続を行ってまいります。

平成29年9月には、入札公告・入札説明書の公表等を予定しております。この入札公告につきましては、契約行為に該当することから、事前に債務負担行為の設定を行う必要がありますので、平成29年第2回定例会におきまして、入札公告を行うための債務負担行為の設定をお願いする補正予算案を上程させていただき予定としております。

入札公告後の事業者選定につきましては、総合評価落札方式にて、学識経験者の御意見をお伺ひしながら審査を進め、平成30年3月には落札者を決定いたします。

落札者が、住之江工場の運営事業のみを行うS P Cと呼ばれる特別目的会社を設立するなど、契約準備が整い次第、平成30年第2回定例会に特定事業契約案を上程させていただき予定としております。

以上でございます。

議長（島田まり君） 9番、高野伸生君。

（9番高野伸生君発言席へ）

9番（高野伸生君） ただいまの御答弁のとおり、住之江工場の更新・運営事業は、D B O方式で行うとのことですが、D B O方式とP F I方式はどのように違うのかお伺ひいたします。

また、住之江工場の運営事業については、S P Cと呼ばれる特別目的会社を設立して行うということですが、S P Cとはどのような組織なのか、あわせて御説明をお願いいたします。

議長（島田まり君） 榊田施設部建設企画課長。

（榊田施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（榊田輝生君） お答えいたします。P F I方式では民間が資金調達を行い、設計・建設・運営を行うことを基本としておりますが、住之江工場の更新・運営事業で採用するD B O方式は、公共が資金調達を行い、設計・建設・運営を民間に委託する方式であり、民間が資金調達を行う際の金利に比べまして、公共が起債により調達する金利の方が低いと、D B O方式の方がP F I方式に比べて、コスト縮減で有利になります。

また、D B O方式では、建設企業や運営企業等がグループになって入札に参加します。

S P Cでございますが、S p e c i a l P u r p o s e C o m p a n yの頭文字をとった略称で、特別目的会社のことでございます。このS P C

は、本事業の運營業務のみを目的として、入札参加者の構成企業が出資設立する株式会社であり、住之江工場の運營業務につきましては、この S P C が責任を持って運営管理を行うものです。

以上でございます。

議長（島田まり君） 9 番、高野伸生君。

（9 番高野伸生君発言席へ）

9 番（高野伸生君） 耳慣れないいろんなアルファベットの言葉が出てきましたけども、まず住之江工場の運営について、民間の活力を導入するということにはよくわかりました。

さて、今回更新する住之江工場については最新の施設となると聞いております。また、コスト縮減のため、建屋の利用を行うとの話がありましたが、具体的に、どのような工場になるのかお伺いいたします。

一方、大阪市では、広く一般の利用に供される公共建築物等に木材を取り入れる取り組みを進めておりますけれども、大阪市公共建築物等における木材利用基本方針が昨年度末に策定されておりますが、住之江工場の建てかえにおいては、この木材利用はどの部分に考えておられるのかお伺いいたします。

議長（島田まり君） 松田施設部長。

（松田施設部長答弁席へ）

施設部長（松田雅幸君） お答えいたします。住之江工場の更新に当たりますは、最新の公害防止設備を導入するなど、全国的に見ても最高水準でございます東淀工場と同等以上の公害防止管理値を設定することによりまして、周辺地域への環境への影響を低減することを計画してございます。

ごみ焼却の余熱を利用した発電では、東淀工場採用されております技術に加えまして、水冷式蒸気タービン復水器や低空気比燃焼等の技術を採用することによりまして、高効率の発電を目指してまいります。

省エネルギー対策としては、トップランナーモータや LED 照明などの省エネルギー機器の採用のほか、より適切な運転制御に努めることなどによりまして、東淀工場よりも工場内で消費する電力を 10% 程度削減することを目標とするなど、地球温暖化防止に努めたいと考えてございます。

また、住之江工場の更新事業では、現在の建物を

活用して更新する計画をしてございます。

住之江工場の建屋は、新耐震基準で設計された工場でございますが、最新の廃棄物処理施設には災害発生時等を想定いたしました官庁施設の総合耐震計画基準等の基準が適用されますが、平成 28 年度に耐震診断を行った結果から、必要な箇所に耐震補強を行うことで、官庁施設の総合耐震計画基準等で求められております耐震性能を十分確保できるものと考えてございます。

住之江工場周辺の地域は、大和川が氾濫した場合等に、1メートルから2メートルの浸水が想定されている地域でありますので、主要な電気設備を2階以上に設置するとともに、外部電力喪失時におきましても焼却炉1炉を立ち上げできる非常用発電機を設置し、災害発生後の早期稼働再開ができるよう対応するなど、災害にも強い工場としてまいりたいと考えています。

また、木材の利用につきましては、大阪市公共建築物等における木材利用基本方針を踏まえまして、見学者や一般市民が利用するスペースを中心に木質系材料を使用するなど、安らぎのある空間づくりに努めたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（島田まり君） 9 番、高野伸生君。

（9 番高野伸生君発言席へ）

9 番（高野伸生君） 大和川が氾濫した場合等の住之江工場周辺の特色ある地域、地形を十分配慮していただいて、1メートルないし2メートルの浸水にも対応できるよう、津波や浸水の対策を十分行っていたいただきたいと思います。

また、公共スペースとして、見学者等、あるいは、一般市民が、参加されるいろいろなことに関しまして環境に配慮した、地域住民にとっても安らげるような空間。木材の利用促進を進めて、安らぎのある工場を創出していただけるように、お願い申し上げまして、私の質疑を終わらせていただきます。

議長（島田まり君） これより採決に入ります。

議案第 1 号ないし議案第 4 号について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号ないし議案第 4 号について、いずれも原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（島田まり君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号ないし議案第 4 号は、いずれも原案どおり可決されました。

議長（島田まり君） 次に、日程第 9、議案第 5 号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議長（島田まり君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

事務局長（蓑田哲生君） ただいま御上程に相なりました公平委員会委員の選任について御説明いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の公平委員会委員として、増市徹氏を選任いたしたいと思えます。

増市氏の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございます、人格・識見ともにすぐれ、本組合の公平委員会委員として適任と存じますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（島田まり君） これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 5 号について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（島田まり君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は、これに同意することに決しました

議長（島田まり君） 次に、日程第 10、議案第 6 号、懲戒審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議長（島田まり君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

事務局長（蓑田哲生君） ただいま、御上程に相りました懲戒審査委員会委員の選任について御説明いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の懲戒審査委員会委員として、学識経験者から島村美樹氏、豊浦伸隆氏、水島郁子氏の 3 氏をそれぞれ選任いたしたいと思えます。

3 氏の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございます、人格・識見ともにすぐれ、本組合の懲戒審査委員会委員として適任と存じますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（島田まり君） これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 6 号について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（島田まり君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は、これに同意することに決しました。

閉 議

議長（島田まり君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

議長（島田まり君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後 2 時 50 分閉会

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長

島 田 ま り ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

明 石 直 樹 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

井 上 浩 ⑩